

## **[事案 2020-36] 新契約無効請求**

・令和2年10月8日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-35]の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成27年7月に子を被保険者、自分を保険金受取人として契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、満期になったら子供に満期保険金を渡すことができ、相続税もかからないので税金対策になると案内されたが、虚偽の説明であった。
- (2)契約時、被保険者は同席しておらず、被保険者同意がない。

### **<保険会社の主張>**

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。